

INTA 国際ナチュラルセラピー協会

提携校認定規約

第1条 提携校認定制度の目的

国際ナチュラルセラピー協会（以下 INTA）の理念である「自分らしくナチュラルに生きていくための知識・方法論を広く伝播し、本当の意味での「人間力」をバランスよく発揮できるよう、INTA 認定コースのインストラクター（講師）の活躍の場を広げ、支援していくことを目的とする。

第2条 認定対象

アロマセラピーをはじめとするナチュラルセラピーを指導する教育機関（学校、スクールなど）を対象とする。

第3条 認定要件・条件

- (1) INTA の運営理念に賛同し、質実剛健の内容を持つ認定コース内容に対し、個別に INTA が判断するものとし、認定申請学校の営業規模、活動規模は問わないものとする。
- (2) 認定コースについて、INTA 認定を受けたインストラクターの管理、責任のもとでコース運営されることを前提とする。
- (3) 提携校内での認定コース・テキスト利用は許可される。ただし、テキストの著作権は INTA に帰属することを明示すること。
- (4) 提携校での認定コース修了者への認定合格判断は提携校にて責任をもって行う。

第4条 費用

- (1) 認定のための登録費用・年会費は、次のように定める。

提携校 登録費 30,000 円（登録時のみ）

- (2) 提携校の年会費は次のように定める。

年会費 30,000 円

- (3) 年会費は、毎年4月を更新月とする。該当年の1月から3月に登録費・及び初回年会費が支払いされた場合には、翌年4月まで年会費の支払いは必要ないものとする。
- (4) 提携校にて認定コース修了生に INTA 認定証発行を希望する場合、認定証発行費は各 5,000 円とする。

第5条 認定期間・認定更新

- (1) 認定期間は原則的に1年とし、年会費を支払うことにより年毎に延長できる。
- (2) 提携校が認定更新を行わない場合には、INTA、認定校ともに INTA 提携校表示を削除する。

第6条 認定取り消し・登録削除

INTA は以下のいずれかに該当する認定コースについての、認定登録を取り消すことができる。

- (1) 認定申請の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったこと。
- (2) 認定コース申請者・団体が実在しないこと。
- (3) 認定コースのインストラクターが提携校に責任をもって関与していないこと。
- (3) 認定費用の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがあること。

- (4) 認定申請の際に決済手段として当該認定申請者が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効とされていること。
- (5) 認定申請者が未成年である場合。
- (6) INTA の業務の遂行上または技術上支障があるとき。
- (7) INTA、もしくは他者の著作権、商標などの知的財産を侵害する行為があった場合。
- (8) 公序良俗に反する行為、INTA の財産を侵害する行為、または他者もしくは INTA に不利益を与える行為があった場合。
- (9) 上記各号のいずれかに該当する行為を幫助、助長する行為。
- (10) その他、INTA が相当ではないと認めた場合。

第 7 条（準拠法 / 管轄の選択）

この認定制度規約に関する準拠法はオーストラリア法とし、管轄はオーストラリア・ブリスベン地裁とする。

INTA 国際ナチュラルセラピー協会

代表： 福島麻紀子

63 School of Arts Road, Redland Bay 4165 QLD Australia

info@inta-j.org

上記、INTA 提携校旗約に同意し、提携校認定の申請をいたします。

提携校申請者

学校名：

代表責任者氏名：

署名：

認定コース・インストラクター氏名：

署名：

学校住所：

学校電話番号：

連絡先（メールアドレス）：